働き方改革関連法の相談窓口一覧表

栃木労働局雇用環境・均等室

※「働き方改革関連法」については、栃木労働局ＨＰへアクセスしてください

（H30年12月作成版）

相談内容		法改正の概要	施行日（日にちはすべて４月１日） 2019年 / 2020年 / 2021年 / 2022年 / 2023年 / 2024年	お問い合わせ・ご相談先	裏面参考
労働時間法制の見直し関係	①**時間外労働の上限規制に関すること**※1	・36協定締結の上、１か月**45時間、年360時間**を原則。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）以内	大企業 中小企業※4（裏面参考）	・法に関するお問い合わせ・ご相談は、**栃木労働局労働基準部監督課**または**各労働基準監督署**へ 【ポイント】 以下の場合、労働基準監督署への届出が必要です （※1⇒36協定を締結した場合（注：様式が変更になりました） ※2⇒「清算期間」を1か月超とする場合）	❶.❺
	②**年次有給休暇の確実な取得に関すること**	・使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、**毎年５日、時季を指定の上取得させる**	全ての企業規模		
	③**フレックスタイム制の拡大に関すること**※2	・フレックスタイム制の「清算期間」を１か月から３か月に延長	全ての企業規模	・労働時間等に関するお問い合わせ・ご相談は、各労働基準監督署に設置されている**「労働時間相談・支援コーナー」**へ	❻
	④**高度プロフェッショナル制度に関すること**	・自立的な働き方を希望する方々が高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を提供 ・健康確保措置を講じるとともに、対象者を限定	全ての企業規模	・就業規則の作成や、賃金制度の見直し等、具体的な労務管理のノウハウに関するお問い合わせ・ご相談は、**「働き方改革推進支援センター」**へ	❼
	⑤**勤務間インターバルに関すること**※3	・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保	全ての企業規模	・お問い合わせ・ご相談は、**栃木労働局雇用環境・均等室**へ ※3⇒助成金制度があります	❸
	⑥**労働時間の把握義務に関すること**	・すべての人の労働時間の状況を、客観的な方法その他適切な方法により把握	全ての企業規模	・お問い合わせ・ご相談は、**栃木労働局労働基準部健康安全課**、または**各労働基準監督署**へ	❷ ❺
	⑦**産業医・産業保健機能の強化に関すること**	・事業者から産業医への情報提供を充実・強化 ・産業医の活動と衛生委員会との関係を強化	全ての企業規模		
雇用形態に関わらない公正な待遇の確保関係	⑧**同一労働同一賃金に関すること**	・同一企業内の正規と非正規との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備（「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一） ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ・行政による助言指導等や裁判外紛争解決手続（行政ＡＤＲ）の規定をパート・有期・派遣で統一	大企業 中小企業※4（裏面参考） 派遣事業（全ての企業規模）	・パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ・ご相談は、**栃木労働局雇用環境・均等室**へ	❸
				・労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ・ご相談は、**栃木労働局職業安定部需給調整事業室**へ	❹
				・具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ・ご相談は、**「働き方改革推進支援センター」**へ	❼

栃木労働局　働き方改革関連法の相談窓口所在地等一覧（平成30年12月作成版）

【裏面】

◆栃木労働局　〒320-0845　宇都宮市明保野町1-4宇都宮第２地方合同庁舎

部　室　名	課室名等	TEL	FAX
労働基準部	❶監督課　（4F）	028-634-9115	028-632-6585
	❷健康安全課　（4F）	028-634-9117	
❸雇用環境・均等室	（3F）	028-633-2795	028-637-5998
職業安定部	❹需給調整事業室（2F）	028-610-3556	028-637-8609

※4　中小企業の定義

<中小企業>	資本金の額又は出資の総額 or常時使用する従業員の数	
①製造業など（②～④以外）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

❺労働基準監督署　❻労働時間相談・支援コーナー（※各労働基準監督署内に設置）

署　名	〒	所在地	TEL	FAX	管轄区域
宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館	028-633-4251	028-633-4254	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町
足　利	326-0807	足利市大正町864	0284-41-1188	0284-41-1190	足利市
栃　木	328-0042	栃木市沼和田町20-24	0282-24-7766	0282-24-7796	栃木市、小山市、佐野市、下野市、壬生町、野木町
鹿　沼	322-0063	鹿沼市戸張町2365-5	0289-64-3215	0289-64-3217	鹿沼市
大田原	324-0041	大田原市本町2-2828-19	0287-22-2279	0287-22-3460	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
日　光	321-1261	日光市今市305-1	0288-22-0273	0288-22-0231	日光市、塩谷町
真　岡	321-4305	真岡市荒町5203	0285-82-4443	0285-82-4725	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町

駐車場が混み合っておりますので、ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

電車の場合　東武宇都宮線「南宇都宮駅」下車徒歩15分

バスの場合　JR宇都宮駅（陽西通り、六道または桜通り経由）から鶴田駅または西川田駅行き「ハローワーク」または「滝谷町」下車徒歩1分

❼働き方改革推進支援センター（※栃木労働局委託事業）

名　称	〒	所在地	TEL	FAX	業務内容
栃木県働き方改革推進支援センター	320-0075	宇都宮市宝木本町1140-200	028-601-9001	028-601-2755	働き方改革関連法に関する相談の他、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。